

新型コロナウイルス感染防止対策に係る運営・行動規範

新型コロナウイルス感染症の県内感染者が急激に拡大しており、障害者及び高齢者の入所施設では集団感染が発生するなど、警戒を強める必要があります。

このため、施設の運営や職員の行動に関する規範を次のとおり作成しましたので従前の「感染拡大防止対策」と併せて、その徹底をお願いします。

目的	具体的な取組
発熱者等の施設への入場防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員等（※清掃・調理・人材派遣など委託業者等を含む。以下「職員等」という）に出勤前に検温・体調確認を必ず行い、発熱や風邪症状（※）がある職員等の出勤は停止するとともに、速やかな受診を勧奨 ※ 例えば、平熱より1度以上高い発熱、軽度であっても咳や喉の痛み、嘔吐・下痢等の症 状、熱が下がった後のしばらくの間も含む ・ 勤務中に体調不良を認めた場合は、直ちに帰宅させるとともに、受診を勧奨 <ul style="list-style-type: none"> ・ 業者など来訪者のマスク着用、入場時等における手指の消毒、手洗いの徹底 ・ 来訪者の検温・体調確認を行い、発熱や風邪症状がある者の来訪を禁止 <ul style="list-style-type: none"> ・ 発熱者等が無理して勤務しなくてもよいように事業者として休みやすい体制、休みの職員等が出た場合に備え、バックアップ体制（※）などの整備 ※ 同僚が休んでもいいよう普段から情報共有を心掛ける ※ 気軽に連絡・相談ができる職場環境の構築 ※ 上司、同僚等に気兼ねして体調不良時に出勤することが感染を広げる原因となることを理解
3つの「密」(密閉・密集・密接)の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設への大人数の来訪を制限 ・ 部屋の換気を最低30分に一度以上実施 (可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける) ・ ロッカールーム等、対人距離(約2m間隔)の確保が難しい部屋や

	<p>スペースについて一度の利用人数を制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議の際の密の回避（対面を避け、距離の確保やパーティションの設置等を徹底、オンラインや書面会議などを活用）
飛沫感染、接触感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員等のマスク着用、手指の消毒、手洗いの徹底 ・ 自宅や家族間においても体調不良者がいる場合、相互にマスクを着用
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設内は1日に3回以上、人が触れる部分^(※)を中心に消毒 <p>※ テーブル、ドアノブ、手すり、トイレ（便座、床を含む）の消毒</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場内の飲食時や喫煙時の感染対策の徹底 <p>※ 対面を避け、パーティション類を設置</p> <p>※ 少人数で、なるべくマスクを着用</p> <p>※ 職場内での飲食、喫煙については、マスクを外すので、基本は会話をしない、距離をとることを徹底</p>
移動時における感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出張の抑制(オンライン・書面会議などを活用)、来訪者数の制限
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数人数での移動時における車内でのマスク着用、会話の抑制・換気の確保
職場外行動での自己管理の励行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場外において、感染リスクの高い行動の自粛^(※)や感染拡大地域への移動などを控える、基本的な感染対策の徹底など、自らが感染しないための自己管理を励行 <p>※ 大人数での会食や不特定多数の人の集まる場への参加の自粛</p>
受診・検査の実施 (ワクチン接種までの間)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が毎週1回実施するPCR検査を、事業所の職員等全員を対象として実施するとともに、簡易検査キットの活用 ・ 軽微でも発熱や風邪症状がある場合は、職員の速やかな受診とPCR検査の実施を勧奨するとともに、その状況を確認 <p>※ 管理者が受診先に対して、職員のPCR検査の実施を要請し、対象職員が確実にPCR検査を行えるよう対応</p> <p>※ 状況により、PCR検査ができない場合は、簡易検査キットによる検査等を検討</p>
面会等について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急やむを得ない場合を除き当面の間は中止
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急やむを得ない場合については、次の点に留意して実施 <p>※ 面会者の氏名・来訪日時・連絡先の記録</p> <p>※ 面会者の手指や飛沫等が入所者の目、鼻、口に触れないように配慮</p> <p>※ 面会時間は1日1回10分程度とするなど必要最低限に制限</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 着替え等の荷物の受け渡しは玄関で実施
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関等の受診は予約制の活用、受診が済み次第速やかに帰所

【参考マニュアル類】

次のマニュアル類も参考に、事業所の実態に合わせてご作成ください

- ・ 「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド（最新版：R3.5.12付け第5版）」（（一社）日本渡航医学会、（公社）日本産業衛生学会作成）
- ・ 「職場における新型コロナウイルス感染症対策のための業種・業態別マニュアル」（公社）日本産業衛生学会作成）
- ・ 「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（R2.10.15付け厚生労働省事務連絡）
 - ・ 参考マニュアル掲載ページURL（日本産業衛生学会HP）：<https://www.sanei.or.jp>
 - ・ 事務連絡掲載ページURL（厚生労働省HP）：<https://www.mhlw.go.jp/content/000683520.pdf>